

市場リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト

I. 経営陣による市場リスク管理態勢の整備・確立状況

【検証ポイント】

- 市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいう。なお、主な市場リスクは以下の3つのリスクからなる。
 - 金利リスク ～ 金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスク。
 - 為替リスク ～ 外貨建資産・負債についてネット・ベースで資産超又は負債超ポジションが造成されていた場合に、為替の価格が当初予定されていた価格と相違することによって損失が発生するリスク。
 - 価格変動リスク ～ 有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスク。
- 金融機関における市場リスク管理態勢の整備・確立は、金融機関の業務の健全性及び適切性の観点から極めて重要であり、経営陣には、これらの態勢の整備・確立を自ら率先して行う役割と責任がある。
- 検査官は、金融機関の戦略目標、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った適切な市場リスク管理態勢が整備されているかを検証することが重要である。

なお、金融機関が採用すべき市場リスク計測・分析方法の種類や水準は、金融機関の戦略目標、業務の多様性及び直面するリスクの複雑さによって決められるべきものであり、複雑又は高度なリスク計測・分析方法が、全ての金融機関にとって適切な方法であるとは限らないことに留意する。
- 本チェックリストで多岐にわたる検証項目を記載しているが、検証に当たって、検査官は、金融機関の運用戦略、投資スタイル、取引規模、リスク・プロファイル、リスク管理方法、リスク計測手法等に応じて検証すべき項目を決定する必要がある。「例えば～」として記載している検証項目はあくまでも例示であり、検査官は、業務の規模・特性、リスク・プロファイル等に応じて必要性を判断すべきである。「～している場合は」とあるのは、検査官が、金融機関がその管理方法や計測手法を使用している、又は使用する必要があると判断される場合において検証すべき項目である。
- 検査官は、①方針の策定、②内部規程・組織体制の整備、③評価・改善態勢の整備がそれぞれ適切に経営陣によってなされているかといった観点から、市場リスク管理態勢が有効に機能しているか否か、経営陣の役割と責任が適切に果たされているかをI. のチェック項目を活用して具体的に確認する。
- II. 以降のチェック項目の検証において問題点の発生が認められた場合、当該問題点がI. のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかを漏れなく検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- 検査官が認識した弱点・問題点を経営陣が認識していない場合には、特に、態勢が有効に機能し

ていない可能性も含めて検証し、双方向の議論を通じて確認する。

- ・ 検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否か確認する。

1. 方針の策定

①【取締役の役割・責任】

取締役は、市場リスク管理を軽視することが戦略目標の達成に重大な影響を与えることを十分に認識し、市場リスク管理を重視しているか。特に担当取締役は、市場リスクの所在、市場リスクの種類・特性及び市場リスクの特定・評価・モニタリング・コントロール等の手法並びに市場リスク管理の重要性を十分に理解し、この理解に基づき当該金融機関の市場リスク管理の状況を的確に認識し、適正な市場リスク管理態勢の整備・確立に向けて、方針及び具体的な方策を検討しているか。例えば、担当取締役は市場リスク計測・分析方法（手法、前提条件等）の限界及び弱点を理解し、それを補う方策を検討しているか。

②【市場部門の戦略目標の整備・周知】

取締役会は、金融機関全体の戦略目標と整合的な市場部門の戦略目標を策定し、組織内に周知させているか。市場部門の戦略目標の策定に当たっては、各業務分野の戦略目標との整合性も確保し、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の構成、市場性及び流動性を勘案し、かつ自己資本の状況を踏まえ検討しているか。また、例えば、以下の項目について留意しているか。

- ・ どの程度の市場リスクを取り、どの程度の収益を目標とするのかを定めるに当たり、市場リスクを最小限度に抑えることを目標とするのか、能動的に一定の市場リスクを引受け、これを管理する中で収益を上げることを目標とするのか等を明確にしているか。
- ・ 市場部門の戦略目標は、収益確保を優先するあまり、市場リスク管理を軽視したものになっていないか。特に、長期的な市場リスクを軽視し、短期的な収益確保を優先した目標の設定や当該目標を反映した業績評価の設定を行っていないか。

③【市場リスク管理方針の整備・周知】

取締役会は、市場リスク管理に関する方針（以下「市場リスク管理方針」という。）を定め、組織全体に周知させているか。例えば、以下の項目について明確に記載される等、適切なものとなっているか。

- ・ 市場リスク管理に関する担当取締役及び取締役会等の役割・責任
- ・ 市場リスク管理に関する部門（以下「市場リスク管理部門」という。）、市場部門及び市場取引等に関する事務管理を行う部門（以下「事務管理部門」という。）の設置、権限の付与等の組織体制に関する方針

- ・ 市場リスクの限度枠の設定に関する方針
- ・ 市場リスクの特定、評価、モニタリング、コントロール及び削減に関する方針

④【方針策定プロセスの見直し】

取締役会は、定期的に又は必要に応じて随時、市場リスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、方針策定のプロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

2. 内部規程・組織体制の整備

①【内部規程の整備・周知】

取締役会等は、市場リスク管理方針に則り、市場リスク管理に関する取決めを明確に定めた内部規程（以下「市場リスク管理規程」という。）を市場リスク管理部門の管理者（以下本チェックリストにおいて単に「管理者」という。）に策定させ、組織内に周知させているか。取締役会等は、市場リスク管理規程についてリーガル・チェック等を経て、市場リスク管理方針に合致することを確認した上で承認しているか。

②【限度枠の適切な設定】

取締役会等は、市場リスク管理方針及び市場リスク管理規程に基づき、各部門の業務の内容を検討し、各部門の経営上の位置付け、自己資本、収益力、リスク管理能力、人的能力等を勘案し、取り扱う業務やリスク・カテゴリー毎に、それぞれに見合った適切な限度枠（リスク枠、ポジション枠、損失限度枠等）を設定しているか¹。また、取締役会等は、定期的に又は必要に応じて随時、各部門の業務の内容等を再検討し、限度枠の設定方法及び設定枠を見直しているか。なお、自己資本等の経営体力と市場リスク量とを比較し、経営体力から見て過大な市場リスク量となっていないかを確認しているか。例えば、限度枠の設定において、以下の項目について考慮されているか。

- ・ 複雑なリスクを保有する場合、複雑なリスクを考慮した限度枠管理となっているか。
- ・ 市場流動性を考慮しているか。

¹ 限度枠には、枠を超過した場合、強制的にポジションやリスクを削減するハード・リミットと、必ずしも強制的なポジションやリスクの削減を求めず、その後の対応について取締役会等が協議・判断するソフト・リミットがある。ハード・リミットはトレーディング勘定において設定し、ソフト・リミットはバンキング勘定において設定することが一般的であるが、取引の実態に合わせて適切な設定が行われているかを検証する。

③【市場リスク管理部門の態勢整備】

- (i) 取締役会等は、市場リスク管理方針及び市場リスク管理規程に則り、市場リスク管理部門を設置し、適切な役割を担わせる態勢を整備しているか。²
- (ii) 取締役会は、市場リスク管理部門に、当該部門を統括するのに必要な知識と経験を有する管理者を配置し、当該管理者に対し管理業務の遂行に必要な権限を与えて管理させているか。
- (iii) 取締役会等は、市場リスク管理部門に、その業務の遂行に必要な知識と経験を有する人員を適切な規模で配置し、当該人員に対し業務の遂行に必要な権限を与えているか。³
- (iv) 取締役会等は、市場リスク管理部門について、市場部門、営業推進部門等からの独立性を確保し、牽制機能が発揮される態勢を整備しているか。

④【市場部門、営業推進部門等における市場リスク管理態勢の整備】

- (i) 取締役会等は、管理すべき市場リスクの存在する部門（例えば、市場部門、営業推進部門等）に対し、遵守すべき内部規程・業務細則等を周知させ、遵守させる態勢を整備しているか。例えば、管理者に、市場部門、営業推進部門等が遵守すべき内部規程・業務細則等を特定させ、効果的な研修を定期的に行わせる等の具体的な施策を行うよう指示しているか。
- (ii) 取締役会等は、管理者又は市場リスク管理部門を通じ、市場部門、営業推進部門等において、市場リスク管理の実効性を確保する態勢を整備しているか。

⑤【取締役会等への報告・承認態勢の整備】

取締役会等は、報告事項及び承認事項を適切に設定した上で、管理者に、定期的に又は必要に応じて随時、取締役会等に対し状況を報告させ、又は承認を求めさせる態勢を整備しているか。特に、経営に重大な影響を与える事案については、取締役会等に対し速やかに報告させる態勢を整備しているか。

⑥【監査役への報告態勢の整備】

取締役会は、監査役へ直接報告されるべき事項を特定した場合には、報告事項を適切に設定した上で管理者から直接報告を行わせる態勢を整備しているか。⁴

⑦【内部監査実施要領及び内部監査計画の策定】

取締役会等は、内部監査部門に、市場リスク管理について監査すべき事項を適切に特定させ、内部監査の実施対象となる項目及び実施手順を定めた要領（以下「内

² 市場リスク管理部門を独立した態様で設置しない場合（例えば、他のリスク管理部門と統合した一つのリスク管理部門を構成する場合のほか、他の業務と兼担する部署が市場リスク管理を担当する場合や、部門や部署ではなく責任者が市場リスク管理を担当する場合等）には、当該金融機関の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じ、その態勢のあり方が十分に合理的で、かつ、機能的な側面から見て部門を設置する場合と同様の機能を備えているかを検証する。

³ 人員の配置及び権限の付与についての権限が取締役会等以外の部署・役職にある場合には、その部署・役職の性質に照らし、牽制機能が働く等合理的なものとなっているか否かを検証する。

⁴ このことは、監査役が自ら報告を求めることを妨げるものではなく、監査役の権限及び活動を何ら制限するものではないことに留意する。

部監査実施要領」という。)並びに内部監査計画を策定させた上で承認しているか。⁵例えば、以下の項目については、内部監査実施要領又は内部監査計画に明確に記載し、適切な監査を実施する態勢を整備しているか。

- ・ 市場リスク管理態勢の整備状況
- ・ 市場リスク管理方針、市場リスク管理規程等の遵守状況
- ・ 市場リスク管理システム⁶の適切性
- ・ 業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った市場リスク管理プロセスの適切性
- ・ 市場リスク計測・分析方法（手法、前提条件等）の限界及び弱点を踏まえた運営の適切性
- ・ 市場リスク計測・分析方法（手法、前提条件等）の妥当性
- ・ 市場リスク計測・分析で利用されるデータの正確性及び完全性
- ・ ストレス・テストにおけるシナリオ等の妥当性
- ・ 内部監査及び前回検査における指摘事項に関する改善状況

⑧【内部規程・組織体制の整備プロセスの見直し】

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて随時、市場リスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、内部規程・組織体制の整備プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

3. 評価・改善活動

(1) 分析・評価

①【市場リスク管理の分析・評価】

取締役会等は、監査役監査、内部監査及び外部監査の結果、各種調査結果並びに各部門からの報告等全ての市場リスク管理の状況に関する情報に基づき、市場リスク管理の状況を的確に分析し、市場リスク管理の実効性の評価を行った上で、態勢上の弱点、問題点等改善すべき点の有無及びその内容を適切に検討するとともに、その原因を適切に検証しているか。また、必要な場合には、利害関係者以外の者によって構成された調査委員会等を設置する等、その原因究明については万全を期しているか。

②【分析・評価プロセスの見直し】

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて随時、市場リスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、分析・評価プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

⁵ 内部監査計画についてはその基本的事項について承認すれば足りる。

⁶ システムには、中央集中型の汎用機システムや分散系システムのほか、EUC（エンド・ユーザー・コンピューティング）によるものも含まれることに留意する。以下同じ。

(2) 改善活動

①【改善の実施】

取締役会等は、上記3.(1)の分析・評価及び検証の結果に基づき、必要に応じて改善計画を策定しこれを実施する等の方法により、適時適切に当該問題点及び態勢上の弱点の改善を実施する態勢を整備しているか。

②【改善活動の進捗状況】

取締役会等は、改善の実施について、その進捗状況を定期的に又は必要に応じて随時、検証し、適時適切にフォローアップを図る態勢を整備しているか。

③【改善プロセスの見直し】

取締役会等は、定期的に又は必要に応じて随時、市場リスク管理の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、改善プロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

Ⅱ. 管理者による市場リスク管理態勢の整備・確立状況

【検証ポイント】

- ・ 本章においては、管理者及び市場リスク管理部門が果たすべき役割と負うべき責任について検査官が検証するためのチェック項目を記載している。
- ・ Ⅱ. の各チェック項目の検証において問題点の発生が認められた場合、当該問題点がⅠ. のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかをⅠ. のチェックリストにおいて漏れなく検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- ・ 検査官が発見した問題点を経営陣が認識していない場合には、特に上記Ⅰ. の各態勢及びその過程が適切に機能していない可能性も含め、厳格に検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- ・ 検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否か確認する。

1. 管理者の役割・責任

① 【市場リスク管理規程の整備・周知】

管理者は、市場リスクの所在、市場リスクの種類・特性及び市場リスク管理手法を十分に理解し、市場リスク管理方針に沿って、市場リスクの特定、評価及びモニタリングの方法を決定し、これに基づいた市場リスクのコントロール及び削減の取決めを明確に定めた市場リスク管理規程を策定しているか。市場リスク管理規程は、取締役会等の承認を受けた上で、組織内に周知されているか。

② 【市場リスク管理規程の内容】

市場リスク管理規程の内容は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じ、市場リスクの管理に必要な取決めを網羅し、適切に規定されているか。例えば、以下の項目について明確に記載される等、適切なものとなっているか。

- ・ 市場リスク管理部門、市場部門及び事務管理部門の役割・責任並びに組織に関する取決め
- ・ 市場リスク管理の管理対象とすべきリスクの特定に関する取決め
- ・ 市場リスク計測・分析方法（手法、前提条件等）に関する取決め
- ・ 市場リスクのモニタリング方法に関する取決め
- ・ 市場リスクの限度枠の設定に関する取決め
- ・ 市場リスク計測・分析方法（手法、前提条件等）に関する定期的な検証に関する取決め
- ・ 時価算定に関する取決め
- ・ 特定取引（トレーディング）に関する取決め
- ・ 取締役会等に報告する態勢に関する取決め

③【管理者による組織体制の整備】

- (i) 管理者は、市場リスク管理方針及び市場リスク管理規程に基づき、適切な市場リスク管理を行うため、市場リスク管理部門の態勢を整備し、牽制機能を発揮させるための施策を実施しているか。
- (ii) 管理者は、統合的リスク管理に影響を与える態勢上の弱点、問題点等を把握した場合、統合的リスク管理部門へ速やかに報告する態勢を整備しているか。
- (iii) 管理者は、統合的リスク管理方針等に定める新規商品等に関し、統合的リスク管理部門の要請を受けた場合、事前に内在する市場リスクを特定し、統合的リスク管理部門に報告する態勢を整備しているか。⁷
- (iv) 管理者は、市場リスク計測・分析方法（手法、前提条件等）の限界及び弱点を理解し、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った市場リスク計測の範囲拡大、精緻化等の市場リスク管理の高度化に向けた態勢を整備しているか。
- (v) 管理者は、市場リスク管理部門が市場部門から必要な取引情報等の内部データ及び市場データを直接、適切に入手できる態勢を整備しているか。また、市場リスク管理部門が各拠点のミドル・オフィス等に対し直接、指揮・監督を行うことができる態勢を整備しているか。
- (vi) 管理者は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った当該金融機関の重要な市場リスクを全て把握できる信頼度の高い、市場リスク管理システムを整備しているか。
- (vii) 管理者は、市場リスク管理を実効的に行う能力を向上させるための研修・教育態勢を整備し、専門性を持った人材の育成を行っているか。
- (viii) 管理者は、定期的には又は必要に応じて随時、取締役会等が設定した報告事項を報告する態勢を整備しているか。特に、経営に重大な影響を与える事案については、取締役会等に対し速やかに報告する態勢を整備しているか。

④【市場リスク管理規程及び組織体制の見直し】

管理者は、継続的に市場リスク管理部門の職務の執行状況に関するモニタリングを実施しているか。また、定期的には又は必要に応じて随時、市場リスク管理態勢の実効性を検証し、必要に応じて市場リスク管理規程及び組織体制の見直しを行い、又は取締役会等に対し改善のための提言を行っているか。

2. 市場リスク管理部門の役割・責任

(1) 市場リスクの特定・評価

①【市場リスクの特定】

- (i) 市場リスク管理部門は、当該金融機関の直面する市場リスクを洗い出し、洗い出した市場リスクの規模・特性を踏まえ、市場リスク管理の管理対象とすべきリスク

⁷ 経営管理（ガバナンス）態勢－基本的要素－の確認検査用チェックリストⅠ. 3. ④を参照。

を特定しているか。洗出しの際、資産・負債（オフ・バランスを含む。）に対する金利リスク、為替リスク、株式リスク等のリスク・カテゴリー（又はリスク・ファクター）の網羅性に加え、バンキング・トレーディング勘定、海外拠点、連結対象子会社等の業務範囲の網羅性も確保しているか。

(ii) 当該金融機関が保有するリスクについて、例えば、以下のリスクを洗い出し、これらの市場リスクを管理対象とすべきか検討しているか。

イ. 金利リスク

金利が変動することによって、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の現在価値（又は期間収益）に影響を与えるリスク。金利リスクの発生源として、金利更改リスク、イールドカーブ・リスク、ベ이스ス・リスク、オプション性リスクを考慮する必要がある。例えば、以下のものが金利リスクを保有する。

- ・ 預金
- ・ 貸出金
- ・ 債券
- ・ 金融派生商品

ロ. 為替リスク

為替レートが変動することによって、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の現在価値（又は期間収益）に影響を与えるリスク。例えば、以下のものが為替リスクを保有する。

- ・ 外貨建ての資産・負債
- ・ 外国為替取引
- ・ 上記の派生商品（先渡、先物、スワップ、オプション等）
- ・ 為替レートを参照してキャッシュ・フロー（償還金額、クーポン・レート等）が定まる資産・負債

ハ. 株式リスク

株価、株価指数等が変動することによって、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の現在価値（又は期間収益）に影響を与えるリスク。例えば、以下のものが株式リスクを保有する。

- ・ 株式
- ・ 新株予約権付社債
- ・ 上記の派生商品（先渡、先物、スワップ、オプション等）
- ・ 株価、株式指数等を参照してキャッシュ・フロー（償還金額、クーポン・レート等）が定まる資産・負債

ニ. コモディティ・リスク

商品価格、商品指数等が変動することによって、資産・負債（オフ・バラ

ンスを含む。)の現在価値(又は期間収益)に影響を与えるリスク。例えば、以下のものがコモディティ・リスクを保有する。

- ・ 商品の派生商品(先渡、先物、スワップ、オプション等)
- ・ 商品価格、商品指数等を参照してキャッシュ・フロー(償還金額、クーポン・レート等)が定まる資産・負債

ホ. その他の市場リスク

現在価値を決定するイ〜ニ以外のリスク・ファクターとして、例えば、キャッシュ・フローが複数の指標を参照して定まる資産・負債(オフ・バランスを含む。)における複数の指標間の相関等がある。

(iii) 社債、クレジット・デリバティブ等については、例えば、信用スプレッドが変動することによって、現在価値(又は期間収益)に影響を与えるリスクなどを洗い出し、管理対象とすべきか検討しているか。⁸

(iv) オプション等については、例えば、以下のリスクを洗い出し、これらの市場リスクを管理対象とすべきか検討しているか。

- ・ ボラティリティが変動することによって、現在価値(又は期間収益)に影響を与えるリスク(ベガ・リスク)⁹
- ・ 原資産価格の変動が現在価値に影響を与えるリスクのうち非線形の部分(ガンマ・リスク)¹⁰

(v) 市場リスク管理の管理対象外とする市場リスクが存在する場合、その影響度が軽微であることを確認しているか。

(vi) 市場リスク管理部門は、新規商品等の取扱い、新規の商品の購入、海外拠点・子会社での業務の開始等を行う場合に、事前に内在する市場リスクを洗い出し、市場リスク管理の管理対象とすべきリスクを特定しているか。

②【市場リスクの計測・分析】

(i) 市場リスク管理部門は、市場リスク管理の管理対象とする全てのリスクについて計測・分析を行っているか。また、金融機関の組織体系、委譲された役割・責任等と整合的な範囲毎に、市場リスクは計測・分析されているか。

(ii) 市場リスク管理部門は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った頻度で、ポジションの現在価値(時価)を計測しているか。

(iii) 市場リスク管理部門は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った適切な市場リスク計測・分析方法(手法、前提条件等)を用い、バンキング・トレーディング勘定の市場リスクを適切に計測・分析しているか。また、資産・負債

⁸ 市場リスクとして特定せず、信用リスクとして特定する場合もある。

⁹ ベガ・リスクは、原資産の内容により、金利リスク、為替リスク、株式リスク、コモディティ・リスク等の分類で特定される場合が多い。

¹⁰ ガンマ・リスクは、原資産の内容により、金利リスク、為替リスク、株式リスク、コモディティ・リスク等の分類で特定される場合が多い。

(オフ・バランスを含む。)の現在価値に影響を与える要因及び期間収益に影響を与える要因の双方を踏まえ、市場リスクの計測・分析を行っているか。

(注) 以下に、市場リスクの計測・分析手法の一例を記載する。

- ・ ポジション残高、評価損益、実現損益
- ・ 金利更改ラダーや資金満期ラダー等に基づいた、ギャップ分析や静態的シミュレーション分析及び動態的シミュレーション分析
- ・ 感応度分析 (デュレーション、BPV (ベーク・ポイント・バリュー)、GPS (グリッド・ポイント・センシティブティ) 等)
- ・ 静態的シミュレーション及び動態的シミュレーションを用いたシナリオ分析
- ・ VaR (バリュー・アット・リスク)
- ・ EaR (アーニング・アット・リスク)

(iv) 市場リスク管理部門は、プライシング・モデル、リスク計測・分析手法 (又は計測モデル)、前提条件等について、妥当性を確保しているか。プライシング・モデルやリスク計測手法は、金融界で一般に受け入れられている概念やリスク計測技術を活用しているか。

③【統一的な尺度によるリスク量の計測】

市場リスク量を統一的な尺度で定量的に計測している場合、市場リスク管理部門は、市場リスク管理の管理対象として特定した全てのリスクについて、統一的な尺度で計測しているか。統一的な尺度で十分に把握できない又は計測を行っていないリスクが存在する場合には、補完的情報を用いることにより、市場リスク管理の管理対象として特定した全てのリスクを勘案しているか。

④【ストレス・テスト】

市場リスク管理部門は、定期的に又は必要に応じて随時、市場等のストレス時における資産・負債 (オフ・バランスを含む。)の現在価値の変動額等について計測しているか。過去に発生した外部環境 (経済、市場等)の大幅な変化並びに現在の外部環境、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルの状況を踏まえた適切なストレス・シナリオを想定し、ストレス・テストを実施しているか。

(2) モニタリング

①【市場リスクのモニタリング】

市場リスク管理部門は、市場リスク管理方針及び市場リスク管理規程に基づき、当該金融機関の内部環境 (リスク・プロファイル、限度枠の使用状況等) や外部環境 (経済、市場等) の状況に照らし、当該金融機関の市場リスクの状況を適切な頻度でモニタリングしているか。例えば、トレーディング勘定については、市場リスク管理部門が日中において必要に応じ主要商品のポジション、損失額をモニターしているか。また、内部環境及び外部環境の状況並びに前提条件等の妥当性のモニタ

リングも行っているか。

②【限度枠の遵守状況等のモニタリング】

市場リスク管理部門は、適切に限度枠の遵守状況と使用状況をモニタリングしているか。

③【取締役会等への報告】

市場リスク管理部門は、市場リスク管理方針及び市場リスク管理規程に基づき、市場リスク管理の状況及び市場リスクの状況に関して、取締役会等が適切に評価・判断できる情報を、定期的に又は必要に応じて随時、直接、報告しているか。例えば、以下の項目について報告しているか。

- ・ 市場リスク・プロファイル及びその傾向
- ・ 限度枠の遵守状況及び使用状況
- ・ 市場リスク計測・分析方法（手法、前提条件等）の特性（限界及び弱点）及び妥当性

④【市場部門等への還元】

市場リスク管理部門は、市場部門等に対し、市場リスクの状況について計測・分析し、検討した結果等を還元しているか。

(3) コントロール及び削減

①【管理不可能な市場リスクが存在する場合の対応】

市場リスク管理部門は、市場リスク管理の管理対象外とするリスクの影響が軽微でない場合や適切な管理が行えない管理対象リスクがある場合、当該リスクに関連する業務等の撤退・縮小等の是非について意思決定できる情報を取締役会等に報告しているか。

②【限度枠を超過した場合の対応】

市場リスク管理部門は、限度枠を超過した場合、速やかに、ポジション、リスク等の削減等の是非について意思決定できる情報を取締役会等に報告しているか。

(4) 検証・見直し

①【市場リスク管理の高度化¹¹】

市場リスク管理部門は、市場リスク計測・分析方法（手法、前提条件等）の限界及び弱点を把握するための検証を実施し、それを補うための方策を検討しているか。また、把握した限界及び弱点を踏まえ、リスク・プロファイルに見合った市場リスク管理の高度化に向けた、調査・分析及び検討を実施しているか。

¹¹ リスク管理の高度化とは、リスク計測の範囲拡大、精緻化、高度化等だけでなく、限界・弱点を補う定性的な方策、計測結果の活用方法等についての高度化も含むことに留意する。

②【市場リスクの特定に関する見直し】

市場リスク管理部門は、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルの変化や外部環境（経済、市場等）の変化等によって、市場リスク管理の管理対象外とするリスクの影響度が大きなものになっていないか、定期的に又は必要に応じて随時、確認しているか。また、その影響度が大きいと判断された場合、適切に対応しているか。

③【市場リスクの評価方法の見直し】

(i) 市場リスク管理部門は、市場リスクの計測・分析の範囲、頻度、手法等が、戦略目標、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合ったものかを、定期的に又は必要に応じて随時、検証しているか。見直しの必要がある場合には、内部規程等に基づき、適切な手続を経た上で修正を行っているか。

(ii) 市場リスク管理部門は、プライシング・モデル、市場リスク計測・分析手法、前提条件等の妥当性について、定期的に又は必要に応じて随時、理論的及び実証的に検証し、見直しているか。また、市場リスク管理部門は、市場リスク計測結果と実際の損益動向とを比較することによって、市場リスク計測方法の有効性を検証し、見直しているか。

④【限度枠の設定方法及び設定枠の見直し】

市場リスク管理部門は、限度枠の設定方法及び設定枠が、戦略目標、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合ったものかどうかを、定期的に又は必要に応じて随時、検証しているか。見直しの必要性が認められる場合には、速やかに、取締役会等が適切に評価及び判断できる情報を報告しているか。

⑤【戦略目標等の見直し】

市場リスク管理部門は、市場リスク計測結果と実際の損益動向とを比較することによって、リスク・リターン戦略等の妥当性について検証しているか。市場リスク管理部門は取締役会等が戦略目標等を見直すに当たり必要となる情報を報告しているか。

Ⅲ. 個別の問題点

【検証ポイント】

- 本章においては、市場リスク管理の実態に即した個別具体的な問題点について検査官が検証するためのチェック項目を記載している。
- Ⅲ. の各チェック項目の検証において問題点の発生が認められた場合、当該問題点がⅠ. 又はⅡ. のいずれの要素の欠如又は不十分に起因して発生したものであるかをⅠ. 又はⅡ. のチェックリストにおいて漏れなく検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- 検査官が発見した問題点を経営陣が認識していない場合には、特に上記Ⅰ. の各態勢及びその過程が適切に機能していない可能性も含め、厳格に検証し、双方向の議論を通じて確認する。
- 検査官は、前回検査における指摘事項のうち、軽微でない事項の改善状況について検証し、実効性ある改善策が策定され実行されているか否か確認することとする。

1. 市場業務運営

① 【適切な市場業務運営】

市場部門は、戦略目標、市場リスク管理方針、市場リスク管理規程等に基づき、適切な市場業務運営を行っているか。市場リスク管理部門は、市場部門においてリスク・コントロール等の適切な市場業務運営が行われているかどうかをモニタリングし、定期的に又は必要に応じて随時、取締役会等に報告しているか。なお、戦略目標、市場リスク管理方針、市場リスク管理規程等に基づいた市場業務運営が行われていない場合には、速やかに改善措置をとっているか。

② 【適正価格による取引】

市場部門は、適正な価格で取引を行っているか。市場リスク管理部門は、市場実勢からの乖離度を基準にして、市場部門が適正な価格で取引を行っているかを確認しているか。

③ 【限度枠管理】

- (i) 限度枠（リスク枠、ポジション枠、損失限度枠等）を超過した場合、又は超過するおそれがある場合における管理者への速やかな報告体制、権限及び対応を内部規程等に明確に定めているか。また、当該内部規程等において、限度枠（ハード・リミットの場合）を超えたままポジションを持ち続けることができないものとしているか。
- (ii) 担当取締役、管理者及び各ディーラーにポジション、収益目標、損失限度枠等の権限委譲を文書で行い、限度枠の変更の都度ディーラー等から署名による確認書を受ける等、ディーラー等に対して責任の領域を明確に指示しているか。また、各部門に設定された限度枠については、定期的（最低限半期に1回）に見直しを行っているか。

(iii) 限度枠に関する内部規程等の適用について厳正に行っているか。また、内部規程等又は運用に問題があると認められる場合には、適切な改善策をとっているか。

④【損益状況等の分析及び不適切な取扱いのチェック】

決算操作等のために、デリバティブ取引等を利用した不健全な取扱いを行っているか。また、市場部門等が過大な収益を挙げている場合には、市場リスク管理部門において、その要因が分析され、それが内部規程等の逸脱等の不適切な取扱いなどによるものでないかを確認しているか。

市場リスク管理部門は、損益を契約額・想定元本、取引量等との関係で査閲することも行っているか。

⑤【市場リスク管理部門への伝達・報告】

市場部門は、市場リスクに関する全ての情報を、迅速かつ正確に市場リスク管理部門に伝達しているか。市場リスク管理上、問題が発生した場合には、担当者又は市場部門内で処理せず、市場リスク管理部門へ迅速かつ正確に報告されているか。

⑥【相互牽制体制の整備】

(i) 市場部門、市場リスク管理部門及び事務管理部門のシステムが一体で運営されていない場合、市場リスク管理部門は、ポジション情報等を市場部門と事務管理部門の双方から取り、ポジション情報等に齟齬が無いことを確認しているか。

(ii) 市場リスク管理部門において取引のモニターに必要な人員は確保されているか。

(iii) 市場リスク管理部門は、期中損益（評価損益を含む。）の出方に異常がないかどうか定期的に精査・分析を行っているか。精査・分析に当たっては、例えば、リスク量と対比して検証しているか。

(iv) 相互牽制機能の発揮のために以下の項目について留意しているか。

- ・ チーフ・ディーラーと事務管理部門担当者との馴れ合い等により、ディーラーが直接勘定系システムの操作をしたり、指示したりしうる立場になっていないか。
- ・ ベテラン・ディーラーであることから、上司（担当取締役、支店長等）から個人的にも信頼が厚く、他の行員から聖域化されていないか。特定の人材に依存する場合には、人的リスクが高くなることを認識し、注意深く管理しているか。
- ・ 市場部門の管理者の下にコンファメーション班を設置したり、同一人が市場部門と事務管理部門の管理者を兼務するなど、牽制機能が働かないような運用になっていないか。
- ・ デイラーの取引状況については、24時間録音され、定期的に抽出等の方法により録音内容と取引記録の照合等を行っているか。

録音済のテープは一定期間保管されているか。テープの保管・管理は、市場部門及び事務管理部門から分離されたセクション（市場リスク管理部門等）、又

は職責が分離された事務管理部門の他のセクションが担当しているか。なお、事務管理部門の電話も後日の確認のために、録音していることが望ましい。

なお、ディーラーの取引状況の録音内容とディーリング・チケット（取引記録）との照合を行う際には、ディーリング・チケットを録音内容によりチェックしていくのではなく、録音内容に該当するディーリング・チケットが全てあるかどうかチェックしているか。

- ・ 在宅ディーリングは、営業時間外のリスク回避等のために限定された条件の下で行われているか。取引量、種類、ディーラーを特定して管理されているか（内部規程等に明文化されているか。）。また、アンサー・フォーンの設定等により取引記録を録音管理しているか。
- ・ ディーラーの取引状況の録音内容は、定期的にディーリング・チケットと照合していることをディーラーに周知徹底しているか。

2. 資産・負債運営

(1) 方針等の策定及び体制

①【戦略目標等の策定】

- (i) 資産・負債を総合管理し、運用戦略等の策定・実行に関わる組織としてのALM委員会等¹²は、市場部門の戦略目標等の策定に関わっているか。
- (ii) ALM委員会等は、戦略目標、市場リスク管理方針及び市場リスク管理規程に基づき、政策投資やオフ・バランスも含めて、資産・負債の運営管理について議論し、自己資本等の経営体力対比でリスクをコントロールしているか。例えば、銀行勘定の金利リスクの水準を自己資本対比でコントロールしているか。
- (iii) ALM委員会等は、金利及び為替予測、リスク把握、ヘッジ取引等の関連部門の分析・検討データを有効に利用しているか。特に、金利リスクに関して、多面的で適切なリスク分析・計測を行った評価結果等が正確に報告され、資産・負債運営について十分に議論されているか。また、リスク・カテゴリーの異なる資産の相殺効果等についても、その影響等について検討しているか。

②【ALM委員会等の体制】

- (i) 市場部門等での重要情報は、ALM委員会等に適時適切に報告される体制となっているか。また、重要情報の定義は、内部規程に定義されているか。
- (ii) 関連部門の担当取締役や管理者は、ALM委員会等に毎回出席し、検討を行っているか。また、市場環境の大幅な変動時等の経営に重大な影響を与える事案が発生した場合には適時適切にALM委員会等を開催し、代表取締役が出席しているか。

¹² ALM委員会等を設置しない場合は、それに代替するリスク管理プロセスにおいて機能しているかを検証する。

(2) 適切な資産・負債運営

①【限度枠管理】

市場リスク管理方針、市場リスク管理規程に基づき、資産・負債の総合管理において市場リスクの側面からの限度枠管理が行われているか。限度枠の設定は、自己資本や業務純益等を考慮し、経営体力と比較して過大な設定となっていないか。政策投資やオフ・バランスも含めて設定されているか。なお、必要に応じ、限度枠の手前に、警告水準としてのアラーム・ポイントを設定し、アラーム・ポイントを超過した場合の報告体制等の対応を定めているか。また、限度枠及びアラーム・ポイント設定は、定期的に又は必要に応じて随時、見直しているか。

②【リスク・コントロール】

戦略目標等、市場リスク管理方針及び市場リスク管理規程に基づき、金利、為替、価格変動等の市場リスクをコントロールしているか。例えば、銀行勘定の金利リスクの水準をコントロールしているか。

③【ALM委員会等での検討結果の経営戦略への活用】

- (i) 取締役会における戦略目標及び市場リスク管理方針の策定に際して、ALM委員会等の分析結果を勘案しているか。
- (ii) 市場リスク管理部門は、戦略目標、市場リスク管理方針、市場リスク管理規程等に基づき、市場リスクのコントロールが行われているかを検証し、取締役会等に報告しているか。戦略目標、市場リスク管理方針、市場リスク管理規程等に基づき、業務運営が行われていない場合は、速やかに改善措置をとっているか。

3. ファンド

(1) 審査管理

①【意思決定プロセス】

購入時に当たっては、ファンド特性及びそれに対するリスクを認識・理解した上で、内部規程等に基づく意思決定プロセスを経ているか。例えば、ファンドのストラクチャー、運用者リスク、流動性リスク、当該金融機関の管理方法の限界等について、適切に確認しているか。

②【購入時審査】

購入時に当たっては、選定基準に基づき、例えば、以下の項目について、適切に確認しているか。

- ・ 投資戦略
- ・ リスク管理方針・方法
- ・ ボラティリティ
- ・ 収益の安定性
- ・ レバレッジの特徴及び方針

③【情報の取得】

適切な頻度で情報開示される契約となっているか。また、情報開示内容が、リスク管理上、十分なものとなっているか。

(2) 継続的なリスク管理

①【適切なリスク管理の実施】

監査の有無や解約期間の長短等、ファンドの実態及び商品特性を十分に把握した上でのリスク管理が行われているか。

②【運用状況の把握】

事前に説明した投資戦略や投資ガイドライン等に従って運用されているかどうかについて、運用報告書等により検証・確認しているか。また、運用スタイルの変化等についても、適切に確認しているか。

③【情報の取得】

適切な頻度で、リスク管理上十分な情報開示がなされる契約が維持され、遵守されているか。

(3) その他

①【時価評価】

ファンドの投資資産の評価方法その他の基本的事項等、時価を決定する上での各要素について、その妥当性を検証・確認しているか。

②【リスク量の計測等】

ファンド特性に応じて、リスク量を適切に計測しているか。また、計測されたリスク量が、自己資本、収益力等を勘案した上で適切に設定した投資枠の範囲内となっているか。

4. 市場リスク計測手法¹³

(1) 【市場リスク計測態勢の確立】

(i) 市場リスク計測態勢に概念上の問題がなく、かつ、遺漏のない形で運営されているか。

(ii) 市場リスク管理方針のもとで、市場リスク計測手法の位置づけを明確に定め、例えば、以下の項目について把握した上で運営しているか。また、連結対象子会社に対しても問題がないか確認しているか。

イ. 当該金融機関の戦略目標や業務の規模・特性及びリスク・プロファイル

ロ. イ. を踏まえた市場リスク計測手法の基本設計思想

¹³ リスク計測手法については、統計的手法でリスク量を計測している場合だけでなく、BPV（ベース・ポイント・バリュー）、GPS（グリッド・ポイント・センシティブティ）等の手法も含む。

- ハ. ロ. に基づいた市場リスクの特定及び計測（範囲、手法、前提条件等）
 - ニ. ハ. から生じる市場リスク計測手法の特性（限界及び弱点）及び当該手法の妥当性
 - ホ. ニ. を検証するためのバック・テストの内容（統計的手法でリスク量を計測している場合）
 - ヘ. ニ. を補完するためのストレス・テストの実施の内容（統計的手法でリスク量を計測している場合）
- (iii) 資本配賦運営¹⁴を行っている場合、市場リスク計測手法で算出された結果を踏まえ、資本配賦運営の方針を策定しているか。計測対象外の市場リスクがある場合には、計測対象外としたことについて合理的な理由があるか。また、当該対象外のリスクを十分に考慮してリスク資本を配賦しているか。

(2) 取締役、監査役及び取締役会等の適切な関与

①【市場リスク計測手法への理解】

- (i) 取締役は、市場リスク計測手法及びリスク限度枠又はリスク資本枠（資本配賦運営を行っている場合）の決定が、経営や財務内容に重大な影響を及ぼすことを理解しているか。
- (ii) 担当取締役は、当該金融機関の業務について必要とされる市場リスク計測手法を理解し、その特性（限界及び弱点）を把握しているか。
- (iii) 取締役及び監査役は、研修を受けるなどして、市場リスク計測手法について理解を深めているか。

②【市場リスク管理への取組】

- (i) 取締役は、市場リスク計測手法による市場リスク管理に積極的に関与しているか。
- (ii) 取締役会は、当該金融機関の業務内容に必要とされる市場リスク計測手法の基本的な考え方を明確に定めているか。
- (iii) 取締役会等は、市場リスク管理方針、市場リスク管理規程等の策定に当たって、ストレス・テストの結果を考慮しているか。

(3) 独立した市場リスク管理部門の設置

①【市場リスク管理部門の独立性の確保】

市場リスク管理態勢の設計・運営に責任を負う市場リスク管理部門を、市場部門から独立して設置しているか。また、マーケット・リスク規制対象金融機関の場合、同一の取締役が、市場部門及び市場リスク管理部門を担当していないか。

②【市場リスク管理部門の役割・責任の明確化】

市場リスク管理部門の役割・責任について、市場リスク管理規程に明確に定めて

¹⁴ 自己資本管理態勢の確認検査用チェックリストを参照。

いるか。

③【市場リスク管理部門の役割・責任】

- (i) 市場リスク管理部門は、市場リスク計測手法の算出結果を担当取締役及び取締役会等に直接、報告しているか。
- (ii) 市場リスク管理部門は、遵守すべき内部規程・業務細則等を関連部門全てに周知徹底しているか。
- (iii) 市場リスク管理部門は、市場リスク計測手法から得られた結果を適切に分析し、検討しているか。

(4) 【市場リスク管理のための人員の配置】

- (i) 各部門（市場部門、市場リスク管理部門、事務管理部門、内部監査部門等）の業務に応じて、市場リスク計測手法及びプライシング・モデルの使用に習熟した人員が確保されているか。
- (ii) 管理者は、市場リスク計測手法及びプライシング・モデルに関し十分な知識と経験を有しているか。

(5) 【市場リスク計測手法の研究体制】

市場リスク計測手法の研究を行う体制が整備されているか。例えば、以下の項目について研究しているか。

- ・ 市場リスク計測手法の限界及び弱点への対応
- ・ 市場リスク計測手法の陳腐化の防止
- ・ ポートフォリオの市場リスク構成変化への対応
- ・ 市場リスク計測手法の高度化及び精緻化

(6) 市場リスク計測手法に関する内部規程等の整備

①【内部規程等の整備】

市場リスク計測手法の運営に関する方針、管理及び手続を記載した内部規程・業務細則等を整備し、定期的に見直しているか。また、市場リスク管理態勢に関する他の内部規程・業務細則等との整合性を確保しているか。

②【内部規程等の遵守】

内部規程・業務細則等を遵守するための態勢を整備しているか。

(7) 市場リスク計測手法の通常の市場リスク管理手続への取組

①【市場リスク計測結果レポートの作成・報告】

- (i) 市場リスク計測結果を迅速にリスク・レポートに反映し、管理者に報告しているか。

- (ii) 市場リスク計測手法の算出結果が限度枠を超過した場合、適切な対応をとっているか。
- (iii) 管理者へのコメントを含み、主要な市場リスクの状況を要約した報告書を定期的に作成し、管理者に報告しているか。

②【市場リスク計測結果の分析・活用】

- (i) 市場リスク計測手法の算出結果を適切に分析し、市場リスク管理に活用しているか。
- (ii) 各関連部門は、リスク・レポートを日々の市場リスク管理に活用しているか。
- (iii) 市場リスク計測結果は、戦略目標、市場リスク管理方針及び市場リスク管理規程の策定並びにモニタリング等に十分に活用されているか。また、運用方針や限度枠の策定に反映しているか。
- (iv) 市場リスク計測手法により算出した市場リスク量と、限度枠及び収益目標との関係について分析しているか。
- (v) 市場リスク計測手法の算出結果（例えば、VaR）を業績評価のために活用しているか。内部管理と統合的な収益ユニット毎に、市場リスク計測手法の算出結果を活用したリスク・リターン分析に基づく業績評価を行っているか。

③【市場リスク計測手法の適切な運営】

- (i) 市場リスク計測手法を変更する場合の手続きは適切に行われているか。
- (ii) 市場リスク計測手法の変更に当たっては、市場リスク管理方針と整合的であることを確認した上で、関連する部門や連結対象子会社等に対して伝達しているか。
- (iii) 市場部門と市場リスク管理部門は、同一の市場リスク計測手法の算出結果を使用して市場リスク管理を行うことが望ましいが、同一でない場合には、その差異を把握しているか。

(8) 市場リスク計測

①【市場リスク計測手法の適切性の確保】

- (i) 金融機関の保有する重要な市場リスクを全て反映する市場リスク計測手法を採用しているか。計測対象外とする市場リスクが存在する場合、重要でないことの妥当性を確保しているか。
- (ii) 市場リスク計測手法を採用するに当たっては、テスト・データにより他の計測手法で算出した結果と比較・検討した上で、採用を決定しているか。

②【市場リスク計測手法のシステムへの反映】

- (i) 市場リスク計測手法（計測手法、前提条件等）及びその変更は、市場リスク計測システムに正しく反映されているか。
- (ii) 市場部門、市場リスク管理部門及び事務管理部門のシステムの整合性を確保しているか。例えば、市場部門と市場リスク管理部門は同一のモデル（市場リスク計測

モデル、プライシング・モデル、リスク・ファクター算出方法等)を使用することが望ましいが、同一でない場合には、その差異を把握しているか。

③【データのシステムへの取込み】

- (i) データを適切なタイミングで取得し、異常データの発見と対処のための具体的運用基準を定め、運営しているか。
- (ii) データのエラー・チェックを行っているか。
- (iii) 外部データは適正なソースのものを使用しているか。異なったソースを使用している場合には、合理的理由及び整合性があるか。データ・ソースの整合性、適時性、信頼性及び独立性に問題はないか。
- (iv) ポジション・データの正確性及び完全性を確保しているか。例えば、取引データの入力プロセスは、ダイレクト・リンクにより行われているか。手入力となっている部分については、データの正確性の確認のためのレビューが行われているか。

④【新規商品等への対応】

新規商品等については、取組前に確実に市場リスクの特性を理解し、市場リスク計測手法に組み込んでいるか。市場リスク計測手法対象外とする場合、計測対象外とする理由は妥当であるか。

(9) 一般市場リスクの計測（一般市場リスクに関するリスク量を計測している場合）

①【市場リスク計測】

金融機関が保有する重要なリスクを全て反映する計測手法を採用し、適切なリスク計測を行っているか。リスク量の算出において市場リスク計測手法を使用していない商品及びリスク・ファクターが存在する場合は、代替的手法でリスク量を捉えているか。

- ・ 市場リスク計測において、線形リスク、非線形リスクを捉えているか。
- ・ オプション・リスクを保有する場合には、オプションのガンマ及びベガ・リスクを捉えているか。
- ・ 経路依存型の商品を保有している場合には、経路依存型商品特有のリスクを捉えているか。
- ・ 代理変数を使用してリスク計測を行っている場合、別途、残差リスクを捉えているか。

②【市場リスク計測頻度】

内部モデル方式採用行の場合、トレーディング勘定のVaRを1営業日に1回以上、ストレスVaRを1週間に1回以上の頻度で計測しているか。

③【信頼水準】

内部モデル方式採用行の場合、信頼水準は片側99%を適用しているか。市場リスク計測手法により算出した結果は、信頼水準に応じた正確性を確保したのか。内

部管理用については、正確性に加え、採用した信頼水準の根拠が明確であるか。

- ・ パラメトリックな手法（分散共分散法等）を採用している場合、分布の仮定は妥当なものになっているか。
- ・ シミュレーション法（ヒストリカル・シミュレーション法等）を採用している場合、テール部分の推計は妥当なものになっているか。
- ・ モンテカルロ・シミュレーション法を採用している場合、乱数精度や発生回数と信頼水準は整合的なものとなっているか。

④【保有期間】

内部モデル方式採用行の場合、保有期間は10営業日以上としているか。また、採用したデータの採取方法は保有期間に応じた妥当性を確保したものか。内部管理用については、妥当性に加え、採用した保有期間はポジションの流動化期間やポジション内容と整合的なものとなっているか。

⑤【ヒストリカル・データの観測期間、更新頻度、欠損データの扱い等】

- ヒストリカル・データの観測期間は1年以上となっているか。また、採用したヒストリカル・データの観測期間は妥当性を確保したものか。
- ヒストリカル・データを1か月に1回以上更新されているか。市場価格が大きく変動するなど、更新頻度の妥当性に問題が生じた場合には、ヒストリカル・データについての見直しの必要性を認識し、適切な対応を行っているか。
- 欠損データの補完方法は妥当なものになっているか。
- ストレスVaRを算出する場合には、当該ヒストリカル・データの選出及び定期的な見直しの基準が適切か。

⑥【相関関係の考慮】

- 各ブロード・リスク・カテゴリー（金利、為替、株式及びコモディティ・リスク。ただし、オプションのボラティリティは関連するリスク・カテゴリーに含む。）内で相関を考慮する場合、ヒストリカル・データを用いて相関の妥当性を検討しているか。
- 各ブロード・リスク・カテゴリー間において相関を考慮する場合は、合理性を検討し、その合理性を説明した書類を作成し、保存しているか。

⑦【マーケット・リスク・ファクターの設定】

- マーケット・リスク・ファクターの設定に当たっては、金融機関のポートフォリオに内在する市場リスクを十分に把握できるものとなっているか。
 - ・ マーケット・リスク・ファクターについては、金利、為替、株式及びコモディティのブロード・リスク・カテゴリーに関するものを設定しているか。
 - ・ マーケット・リスク・ファクターの設定に当たって、全てのプライシング・ファクター（金融商品の価格に影響を及ぼす金利その他の原因の区分）を用いているか。

- ・ 業務内容、市場環境等の変化に応じ、設定したマーケット・リスク・ファクターを見直しているか。
 - ・ 代理変数を使用している場合は、その妥当性及び保守性を確保しているか。
- (ii) 金利リスク・ファクターの設定に当たっては、金融機関のポートフォリオに内在する金利リスクを十分に把握できるものとなっているか。
- ・ イールドカーブの作成方法についての内部規程・業務細則等を整備しているか。
 - ・ イールドカーブのリスク・ファクターの設定（通貨・種類・期間）及び構築方法について、金融機関のポートフォリオ特性との整合性に問題はないか。
 - ・ スプレッド・リスクを把握しているか。
- (iii) 為替リスク・ファクターの設定に当たっては、金融機関のポートフォリオに内在する為替リスクを十分に把握できるものとなっているか。
- ・ 市場流動性に欠ける通貨の取扱いについて、市場リスク計測における取扱いと業務運営方針における取扱いは整合しているか。
- (iv) 株式リスク・ファクターの設定に当たっては、金融機関のポートフォリオに内在する株式リスクを十分に把握できるものとなっているか。
- ・ 株式リスク・ファクターは、市場特性及び運用特性（非上場、ファンド、銘柄の分散と集中度合等）と整合的になっているか。
- (v) コモディティ・リスク・ファクターの設定に当たっては、金融機関のポートフォリオに内在するコモディティ・リスクを十分に把握できるものとなっているか。
- (vi) 金融機関のポートフォリオに内在するオプションのリスクを十分把握できるリスク・ファクターがリスク・カテゴリー内に設定されているか。
- ・ ボラティリティ・カーブの作成方法についての内部規程・業務細則等を整備しているか。
 - ・ ボラティリティ・リスク・ファクターの設定（通貨・種類・期間）及び構築方法について、金融機関のポートフォリオ特性との整合性に問題はないか。
- (vii) 金融機関のポートフォリオが(ii)～(vi)以外のリスクを保有している場合、そのリスクを十分把握できるものとなっているか。

⑧ 【ポジション・データ】

ポジション・データとリスク・ファクターの関連付けの正確性・適切性を確保しているか。複数のリスク・ファクターに属する資産のマッピングにおいては、各リスク・ファクターに対応させているか。

(10) 【個別リスクの計測（マーケット・リスク規制対象金融機関、又は個別リスクに関するリスク量を計測している場合）】

- (i) 個別リスクについては、漏れなく計測しているか。

(ii) 個別リスクについて、内部モデル方式を用いて計測する場合には、以下の基準を満たしているか。

- ・ ポートフォリオに関する過去の価格変動を説明できること
- ・ リスクの集中度も含めたポートフォリオの構成の変化が、マーケット・リスク全体に与える影響を把握していること
- ・ 市場環境の変化が、マーケット・リスク全体に与える影響を把握していること
- ・ 同一の主体に関するポジションのうち、期間、優先劣後関係、信用事由その他の差異の存在により、類似するが同一といえないポジションの有するリスクを把握していること
- ・ イベント・リスクを正確に把握していること
- ・ バック・テストの結果から、個別リスクを正確に把握していることを説明できること
- ・ 流動性の劣る又は価格の透明性が限られているポジションから発生し得るリスクを、現実的な市場シナリオのもとで保守的に把握していること

(iii) 個別リスクについて内部モデル方式を用いて計測していない場合には、標準的方式を用いて計測しているか。

(11) 【追加的リスクの計測（マーケット・リスク規制対象金融機関、又は追加的リスクに関するリスク量を計測している場合）】

(i) 債券等に係る個別リスクを内部モデル方式を用いて計測する場合には、当該債券等に係る追加的リスクを内部モデル方式を用いて計測し、マーケットリスク相当額の合計額に加えているか。

(ii) 追加的リスクについて、内部モデル方式を用いて計測する場合には、以下の基準を満たしているか。

- ・ 計測対象ポジションの流動性、集中度、ヘッジ状況及びオプション性に関する特性に応じて調整のうえ、信用リスクの内部格付手法に関する基準を適切に充足していること（この場合において、銀行の管理の状況に応じ、ポートフォリオのリスクが一定の水準にあるとの前提を置くことができる）
- ・ 追加的リスクを算出する場合には、片側99.9%の信頼区間を使用し、保有期間は1年以上とすること
- ・ 債務者間でのデフォルト及び格付遷移が連鎖することにより追加的リスクが増幅される効果を勘案していること
- ・ 追加的リスクとその他のリスクとの間の分散効果を勘案していないこと
- ・ 集中リスクを把握していること
- ・ 同一の金融商品に係るショート・ポジションとロング・ポジションの間以外

でのエクスポージャーの額の相殺をしていないこと

- ・ 主要なベースス・リスクを把握していること
- ・ 債券等の満期が流動性ホライズンを上回ることが確実でないが見込まれ、かつ、それによる影響が重大と認められるときは、当該債券等の流動性ホライズンよりも短い期間に償還されることに伴う潜在的なリスクを把握していること
- ・ ダイナミック・ヘッジにおける流動性ホライズンよりも短い期間におけるヘッジのリバランスの効果について、次に掲げる要件を満たしている場合にのみ当該効果を認識し、当該ダイナミック・ヘッジにより軽減されないリスクを反映していること
 - ・ 追加的リスク計測モデルにおいて、マーケット・リスク相当額の計測対象となるポジションに対しヘッジのリバランスによる影響を勘案していること
 - ・ 銀行が当該リバランスの効果を認識することがリスクの把握の向上に寄与することを説明していること
 - ・ 銀行がヘッジに用いる金融商品が取引される市場が十分に流動的であることを説明していること
- ・ 債券等の非線形リスクを把握していること

(iii) 追加的リスクの額を1週間に1回以上の頻度で計測しているか。

(12) 【包括的リスクの計測（包括的リスクについて内部モデル方式を用いて計測する金融機関）】

(i) 以下の基準を満たしているか。

- ・ 包括的リスク計測モデルが少なくとも、デフォルト・リスク、格付遷移リスク、複合的なデフォルトに係るリスク、クレジット・スプレッドに係るリスク、インプライド・コリレーションのボラティリティに係るリスク、ベースス・リスク、回収率の変動に係るリスク、ヘッジのリバランスに係るリスクを含むリスクを計測するものであること
- ・ 主要なリスクを把握するための十分な市場に関する情報を保有していること
- ・ 包括的リスク計測モデルがコリレーション・トレーディングのポートフォリオに関する過去の価格変動を説明できること
- ・ 内部モデル方式を用いているポジションと用いていないポジションが明確に区別されていること
- ・ 包括的リスク計測モデルに対し少なくとも毎週ストレス・テストを実施していること
- ・ ストレス・テストの結果の概要を四半期ごとに（当該ストレス・テストの結果が包括的リスクに係る所要自己資本の不足を示している場合には、速やかに）金融庁長官へ報告するために必要な体制が整備されていること

(ii) 包括的リスクの額を1週間に1回以上の頻度で計測しているか。

(13) バック・テストイング（統計的手法でリスク量を計測している場合）

①【バック・テストイングの実施】

- (i) バック・テストイングの目的、実施方法、頻度、分析手続及び報告手続について文書化しているか。
- (ii) 実際に発生した損益又はポートフォリオを固定した場合において発生したと想定される損益のいずれかを使用したバック・テストイングを定期的実施しているか。市場リスク計測手法の適切性を検証するためには、統計的な検証を行うのに相応の損益を使用しているか。
- (iii) 各ブロード・リスク・カテゴリー（金利、為替、株式及びコモディティ・リスク。ただし、オプションのボラティリティは関連するリスク・カテゴリーに含む。）内で、過去のデータから計測される相関を考慮している場合、ブロード・リスク・カテゴリー別のバック・テストイングを業務内容等に応じて実施しているか。

②【バック・テストイングの結果の分析】

- (i) 損益が市場リスク計測手法の算出結果を超過した際の原因を分析・検討し、その原因に応じてモデルの見直しを行っているか。
- (ii) 損益が市場リスク計測手法の算出結果を超過した回数に応じて適切な対応を行っているか。
- (iii) バック・テストイングの結果に基づき、市場リスク計測手法の特性（限界及び弱点）や捕捉していないリスクについて把握し、必要な対応を行うことにより市場リスク計測手法の信頼性や適切性を確保しているか。
- (iv) バック・テストイングの結果、その分析及び検討内容は、担当取締役及び取締役会等に報告しているか。バック・テストイングの結果及び分析より、市場リスク計測手法の適切性に問題が発見された場合、速やかな取締役会等への報告及び対応策の策定のための態勢を確保しているか。

(14) マーケット・リスク規制におけるマーケット・リスク相当額の算出（マーケット・リスク規制対象の金融機関の場合）

①【マーケット・リスク相当額の算出】

マーケット・リスク相当額について、告示の定めに従って算出されているか。

②【バック・テストイングによる超過回数に応じた適切な対応】

算出基準日を含む直近250営業日の損益のうち、1日の損失額が対応する保有期間1日のVaRを超過した回数が5回以上となったときは、その都度、直ちに、その原因を分析し、その理由を明確に説明できる体制となっているか。

(15) ストレス・テスト（統計的手法でリスク量を計測している場合）

①【ストレス・テストの実施】

- (i) ストレス・テストの目的、実施方法、頻度、分析手続及び報告手続について文書化しているか。
- (ii) ストレス・テストを定期的又は必要に応じ随時、適切に実施しているか。マーケット・リスク規制対象金融機関の場合、定期的に実施しているか。
- (iii) ストレス・テストの対象となっているリスク・ファクターは、主要な取引をカバーしているか。また、ストレス・テストの対象となっていないリスク・ファクターについては、随時、見直しているか。

②【ストレス・シナリオの設定】

金融機関に重大な影響を及ぼしうる事象や市場リスク計測手法の限界及び弱点を補うシナリオを設定しているか。

- ・ 大きな価格変動と流動性の急激な低下を併せ持った過去の大きな混乱時の市況変動を、現在のポートフォリオに対して適用するストレス・シナリオを設定しているか。
- ・ 当該金融機関のポートフォリオに対して、最悪事態を想定したストレス・シナリオを設定しているか。
- ・ ストレス・シナリオには、当該金融機関のリスク特性を反映しているか。例えば、オプションやオプションに類似した性質を有する商品の価格特性を考慮しているか。
- ・ 市場リスク計測手法の前提条件等が崩れた場合についてのストレス・シナリオを設定しているか。

③【ストレス・テスト結果の活用】

ストレス・テストの結果、その分析及び検討内容は、担当取締役及び取締役会等に報告しているか。ストレス・テストにおいて多額の損失が予想される場合、速やかな取締役会等への報告及び対応策の策定のための態勢を確保しているか。また、ストレス・テストの結果に応じた対応が策定され、運用方針、限度枠の設定及び自己資本充実度の評価に反映するよう活用しているか。

(16) 【市場リスク計測手法の正確性や適切性の検証（統計的手法でリスク量を計測している場合）】

- (i) 市場リスク計測手法の開発から独立し、かつ十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、市場リスク計測手法の正確性や適切性について検証されているか。また、市場リスク計測手法への重要な変更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きさの変化によって市場リスク計測手法の正確性や適切性が失われるおそれが生じた場合も検証されているか。

- (ii) 市場リスク計測手法において、前提条件等が不適切であることによりリスクを過小に評価していないか。
- (iii) 市場リスク計測手法の正確性や適切性を検証するためにバック・テストを行っているか。例えば、規制上のバック・テストに加え、中長期的な分析をするなど検証を向上させているか。
- (iv) 金融機関のポートフォリオと市場リスク計測手法の構造に照らして適切な手法でモデルを検証することにより、妥当な検証結果が得られているか。
- (v) 仮想的なポートフォリオを使用した検証により、市場リスク計測手法がポートフォリオの構造的な特性から生じうる影響を適切に把握していると評価できているか。

(17) 【市場リスク計測手法に関する記録（統計的手法でリスク量を計測している場合）】

市場リスク計測手法、前提条件等を選択する際の検討過程及び決定根拠について、事後の検証や計測の精緻化・高度化のために詳細な記録等を保存し、継承できる体制を整備しているか。例えば、以下の記録を保存しているか。

- ・ 基本設計思想
- ・ 市場リスク計測手法の概要及び詳細説明書（計測手法、前提条件等）
- ・ 市場リスク計測手法選択の検討結果及び決定根拠
- ・ 市場リスク計測手法の正確性・適切性の検証についての実施内容、検討結果及び判断根拠
- ・ バック・テスト、ストレス・テストの実施内容、検討結果及び判断根拠
- ・ 各商品のプライシング・モデル

(18) 監査（統計的手法でリスク量を計測している場合）

① 【監査プログラムの整備】

市場リスク計測手法の監査を網羅的にカバーする監査プログラムが整備されているか。

- ・ 内部監査の担当者は、市場リスク管理手法に習熟しているか。
- ・ 内部監査は、1年に1回以上の頻度で行っているか。

② 【内部監査の監査範囲】

以下の項目について、内部監査を行っているか。

- ・ 市場リスク計測手法と、戦略目標、業務規模・特性及びリスク・プロファイルとの整合性
- ・ 市場リスク計測手法の特性（限界及び弱点）を考慮した運営の適切性
- ・ 市場リスク計測手法に関する記録は適切に文書化され、遅滞なく更新されていること

- ・ 市場リスク計測手法及びプライシング・モデルの使用に習熟した人員の配置の適切性
- ・ 市場リスク計測手法の算出結果が日々の市場リスク管理に統合されていること
- ・ プライシング・モデル及び市場リスク計測手法を含む新しいモデルの承認プロセスの適切性
- ・ 市場リスク管理プロセスにおける変更内容の計測手法への適切な反映
- ・ 市場リスク計測手法によって捉えられる計測対象範囲の妥当性
- ・ 経営陣向けの情報システムに遺漏がないこと
- ・ プライシング・モデルのロジックの合理性
- ・ 市場リスク計測手法、前提条件等の妥当性
- ・ 市場リスク計測に利用されるデータの正確性及び完全性
- ・ 市場リスク計測手法を稼働させる際に使用するデータ・ソースの整合性、適時性、信頼性及び独立性
- ・ バック・テストングのプロセス及び結果の適正性
- ・ ストレス・テストのプロセス及び結果の適正性
- ・ 定期的な市場リスク計測手法の検証の適切性

③【内部監査の結果の活用】

市場リスク管理部門は、内部監査の結果を踏まえて、市場リスク計測手法を適切に見直しているか。

④【外部監査の結果の活用】

外部監査は、業務内容や内部監査の実施状況を勘案して、適切に実施（範囲、頻度及び深度）しているか。また、市場リスク管理部門は、外部監査の結果を踏まえて、市場リスク計測手法を適切に見直しているか。

5. 外部業者が開発した市場リスク計測モデルを用いている場合¹⁵

①【市場リスク計測態勢の適切性】

- (i) 金融機関の担当者は、計測手法に関する知識を十分持ち、市場リスク計測のモデル化の過程について理解しているか。
- (ii) 金融機関の市場リスク管理部門及び内部監査部門は、計測手法の理論的及び実証的な妥当性検証を行っているか。

②【市場リスク計測モデルの適正性】

- (i) 計測モデルに関してブラックボックスの部分はないか。仮に、ブラックボックスの部分がある場合には、計量モデルの妥当性について検証しているか。
- (ii) 計測に使用するデータの整合性、正確性は確保されているか。

¹⁵ 市場リスクの計測を外部委託している場合は、当検証項目を準用して検証を行う。

(iii) 金融機関の業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った計測モデルが選択されているか。

③【市場リスク計測モデルの開発業者の管理】

(i) 継続的なモデル運用ができ、モデルの精緻化・高度化に向けた取組が可能なモデルの開発業者と委託契約をし、定期的に、開発業者の評価を行っているか。

(ii) 市場リスク計測のユーザーに対するサポート体制（研修、コンサルティング及び保守）が十分な開発業者を選定しているか。

(iii) モデルの開発業者における計測モデルの妥当性の検証状況について、定期的に又は必要に応じて随時、報告を受けられる態勢となっているか。

6. システム整備

①【ディーリング・サポート・システムの整備】

携わっている全ての主要商品について、ディーラー（又はユニット）毎、拠点毎のポジションがリアルタイム又は少なくとも日次ベースで時価評価できるディーリング・サポート・システムを確保しているか。

また、ディーラー毎又はポジション毎のポジション収益管理システムを確保しているか。

②【ALMシステム整備】

ALM運営を行うためのシステムを確保しているか。例えば、当該金融機関が保有する金利更改リスク、イールドカーブ・リスク、ベーシス・リスク等の金利リスク、為替リスク、価格変動リスク等の市場リスクをカバーし、かつ業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った多面的なリスク・リターン分析手法を備えたシステムを確保しているか。

③【事務処理等に対応したコンピュータ・システムの整備】

携わっている全ての取引に係る基本的な事務処理、決済及び管理に十分対応できる勘定系・情報系のコンピュータ・システムを確保し管理しているか。

7. 時価算定

①【内部規程等の整備】

会計処理の恣意性を排除し透明性を確保する観点から、取締役会等において明確な内部規程等を制定し、継続的に使用することが必要であり、少なくとも以下の項目について定めているか。また、当該内部規程等は、重要な規程として取り扱い、その変更の際にも制定の際に準じた手続をとっているか。

イ. 時価を算定する部門の管理者の権限及び義務

ロ. 内部規程等の遵守義務及び変更手続

ハ. 時価の算定方法に係る基本的考え方

- ・ 特定取引及び非特定取引を行う組織から独立した他の組織による時価の算定
- ・ 時価の算定方法（時価の算定方法を別の書類に定める場合はその旨の規定）
- ・ 時価の算定にフロント機能を有する組織が関与する必要がある場合は、その関与の方法

②【時価算定部門の独立性】

時価算定の方法の公正性を確保する観点から、市場部門と時価算定を担当する部門が異なっているか。時価算定を担当する部門が、市場部門から算定の客観性を損なうような関与を受けていないか。

③【時価算定の客観性の確保】

- (i) 内部規程等に基づき時価算定要領等を定め、継続的に使用しているか。また、制度改正、評価手法の開発等により、算定方法を変更する必要がある場合には、内部規程等に基づき速やかに改正しているか。なお、算定方法の変更状況を明確にしているか。
- (ii) 時価算定要領等については、内容の公正性・妥当性の確保ため、市場部門（いわゆるフロント機能を有する部門）及び金融商品を開発する部門から独立した他の部門（例えば、リスク管理部門や内部監査部門等）のチェックを受けた上で、承認権限を有するものが適切に承認しているか。また、当該要領等の運用状況についても定期的に、市場部門、金融商品を開発する部門及び時価算定を担当する部門から独立した他の部門のチェックを受けているか。
- (iii) 「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準委員会）等に基づき、適正に時価が算定されているか。また、時価の算定については、自らの責任で行っているか。特に、第三者から時価情報を入手する場合には、定期的に入手した上で、時価の妥当性につき自ら検証しているか。
- (iv) 時価算定の客観性確保の状況に関して、内部監査の重点項目に含まれているか。

8. 特定取引関連（特定取引勘定設置金融機関の場合）

①【内部規程等の整備】

区分経理において恣意性を排除し透明性を確保する観点から、取締役会等において明確な内部規程等を制定し、継続的に使用することが必要であり、上記Ⅲ. 7. ①に加え、少なくとも以下の項目について定めているか。また、当該内部規程等は、重要な規程として取り扱い、その変更の際にも制定の際に準じた手続をとっているか。

イ. 府令上の「特定取引目的」の定義に基づく、区分経理に係る明確な運用ルール

- ・ 特定取引目的の定義
- ・ 取引目的による明確な組織区分（ユニット単位による人的な区分）と独立した意思決定権限
- ・ 特定取引を行う組織とそれ以外の組織との間のディーラーの兼務の制限
- ・ 勘定間の振替の禁止（ただし、法令に基づき当局に届出した範囲内で行う場合を除く。）
- ・ 特定取引有価証券の取引相手のマーケットへの限定やヘッジ目的の認識
- ロ. 特定取引を行う部門の管理者の権限及び義務
- ハ. 内部規程等の遵守義務及び変更手続
- ニ. 内部取引を行う場合のルールと管理の方法
 - ・ 内部取引の定義及び対象
 - ・ 内部取引を行う場合の基本方針
 - ・ フロント組織から独立した他の組織による内部取引の承認
 - ・ 内部取引を行う場合の承認手続及び保存書類
- ホ. 委託取引を行う場合のルール

②【組織及び人員の分離】

特定取引勘定に係る取引を行う組織（少なくともいわゆるフロント機能を有する組織）は、ユニット（例えば、室、課、グループ等）単位以上の組織として、同様の取引を行うが取引目的が異なる非特定取引勘定に係る取引を行う組織とは組織的にも、また、人的にも別に構成していることが望ましい。

なお、特定取引及びその対象となる財産がその他の取引及び財産と客観的かつ明確に区別されており、経理操作のおそれがないと認められる場合（例えば、特定取引部署で特定取引に列挙した取引以外の取引を併せ行う場合など）には、必ずしもこの組織区分は求めない。

③【帳簿の管理】

特定取引勘定に係る帳簿は、特定取引及びその対象財産とその他の取引及び財産を明確に区別して管理することができるものとなっているか。

④【特定取引勘定に係る取引を行う組織における非特定取引勘定に係る取引の禁止】

特定取引勘定に係る取引を行っている組織において、非特定取引勘定に係る取引を行っていないか（その逆も）。（ただし、特定取引及びその対象となる財産がその他の取引及び財産と客観的かつ明確に区別されており、経理操作のおそれがないと認められる場合を除く。）

⑤【恣意的な勘定選択の禁止】

本来、非特定取引勘定で処理すべき取引について、マーケット・リスク対策等の理由により特定取引勘定における取引として処理するなど、恣意的に勘定を決定していないか。

⑥【内部取引の適正性】

同一金融機関内における内部取引については、会計制度の違いを利用した損益の計上がなされ得るため、恣意的取引を排除する観点から、内部取引は、特定取引勘定設置の届出をした際の「内部取引を行う場合の取扱いに関する事項を記載した書類」（又は特定取引勘定に関する内部規程）等に沿って適正に行っているか。

⑦【時価算定の客観性の確保】

特定取引勘定における時価算定の客観性を確保するため、内部管理の際の留意点として特に以下の項目が含まれているか。

- イ. 府令で限定された取引範囲に違反していないか。（取引所取引、有価証券関連取引、金銭債権の取得及び譲渡は、勘定間取引ができない。）
- ロ. 内部取引が時価により行われるなど、内部規程等に基づき適切に行われ、内部牽制が効果的に発揮されているか。
- ハ. 内部取引であることが伝票上明示され、区分保管されているか。
- ニ. 意図的な損益調整が行われていないか。

⑧【情報開示】

ディスクロージャーの観点から、適切な区分経理、客観的な時価の把握・管理について以下の項目を開示しているか。

- イ. 特定取引勘定の枠組み（「特定取引目的の取引」の定義、具体的な対象商品、組織区分等）
- ロ. 時価の客観性確保手段等
- ハ. 特定取引勘定に係る財務情報